

第91期 報告書

平成26年4月1日 ▶ 平成27年3月31日

Contents

- P1 株主の皆様へ
- P2 事業報告
- P19 連結貸借対照表
- P20 連結損益計算書
- P21 連結株主資本等変動計算書
- P22 (ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書
- P23 貸借対照表
- P24 損益計算書
- P25 株主資本等変動計算書
- P26 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本
- P27 会計監査人の監査報告書 謄本
- P28 監査役会の監査報告書 謄本

(ご参考)

- P29 トピックス

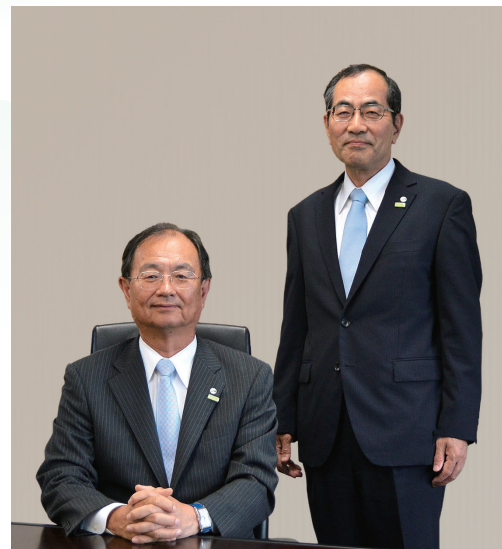
株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

当社グループはこの3月31日をもちまして、第91期事業年度を終了いたしましたので、業績の概況をご報告申し上げます。

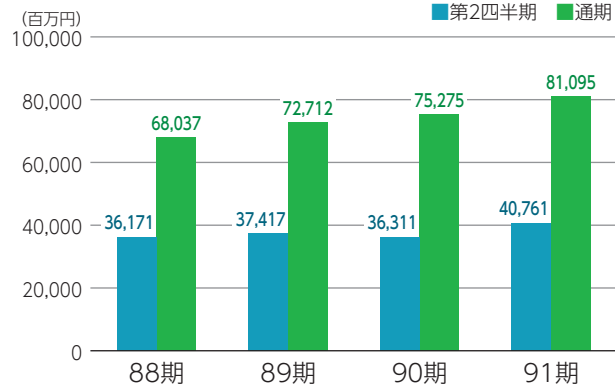
なお、当期の当社の期末配当につきましては、1株当たり3円の配当をすることとさせていただきました。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

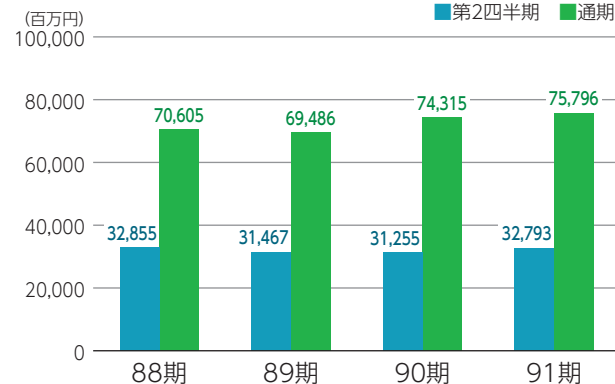


取締役会長 武藤 昌三 取締役社長 古谷 浩三

受注高



売上高



事業報告 (平成26年4月1日より平成27年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

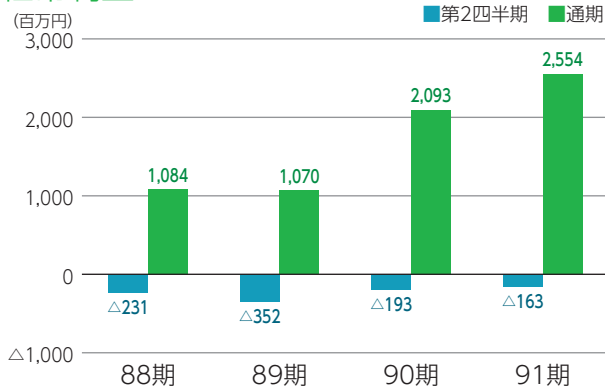
当連結会計年度における当社グループを取り巻く経営環境は、国内においては、消費税増税前の駆け込み需要の反動により一時的に落ち込んだ民間設備投資が、ドル高円安の進行等による企業収益の改善に伴い回復基調となり、また、公共投資についても堅調に推移いたしました。一方、海外においては、中国経済の成長率鈍化や東南アジア各国に課題があるものの総じて堅調に成長し、また、米国は雇用環境の改善にあらわれているように堅調に回復が続きました。

このような景況の下で当社グループといたしましては、中期経営計画「BRIDGE 100」に掲げている基本方針に則って、中核事業の受注及び売上拡大に取り組み、さらに新規顧客の獲得や新製品の受注に向けて、有力顧客につながる販売チャネルの開拓や、新製品を積極的に展示会に出展するなどの販売促進を進めました。グローバル事業の拡大に向けては、インドネシアにおける販売拠点として現地法人を設立いたしました。さらに、新分野への挑戦として、再生医療分野（当社の取組については、本報告書30ページの「トピックス」をご参照ください。）や、植物栽培・魚の陸上養殖支援システムといった農業・水産分野への新しい取組を推進いたしました。また、グループ経営基盤整備の一環として、生産・販売・管理部門の連携を強化し効率性を高めるために、業務改革を含めた次期IT基幹システムの導入プロジェクトを発足させ、取組を開始いたしました。

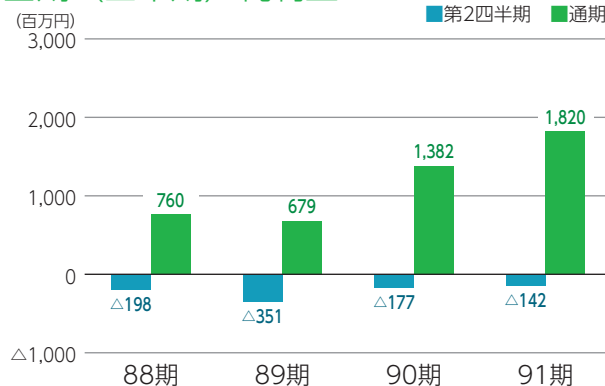
企業集団の連結業績につきましては、受注高は810億95百万円（前連結会計年度比7.7%増）、売上高は757億96百万円（同2.0%増）となりました。損益面につきましては、経常利益は25億54百万円（同22.0%増）となり、当期純利益は18億20百万円（同31.7%増）となりました。

当連結会計年度におけるセグメント別概況は、本報告書3～4ページに記載の通りであります。

経常利益



当期（四半期）純利益



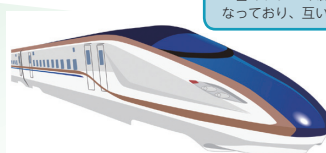
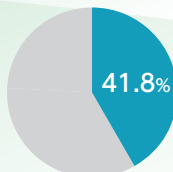
セグメント別概況（連結）

モーション機器事業

受注高 **318億 33百万円**
(前連結会計年度比 2.2%増)

売上高 **316億 73百万円**
(前連結会計年度比 3.6%増)

売上高構成比



安全のための「二重化」
2台のブレーキ制御器が1組となっており、互いに動作を監視。



受注・売上の状況は、モーションコントロール機器部門において繊維業界向けモータが不調であったため減少いたしました。プリンタ部門においてアミューズメント関連機器が好調に推移したこと等により、セグメント全体としては、前連結会計年度に比べ、受注高は6億73百万円増加し、売上高は10億86百万円増加いたしました。

開発面では、モーションコントロール機器部門において、北陸新幹線用のブレーキ制御器を開発し、納入いたしました。ブレーキ制御器とは、運転士の操作に合わせてブレーキを作動して減速させるための装置であり、車両ごとに搭載されております。すでに、東北新幹線や九州新幹線等、多くの新幹線に当社のブレーキ制御器が使われておりますが、車両の種類ごとに仕様が異なるため、都度それに合わせた開発が必要であり、今回は、長野から金沢まで延伸開業された北陸新幹線用として特別な開発を行い、本製品を搭載した新幹線の運転が本年3月に開始されております。

多くの方が利用する新幹線は、確かな安全性が当然のものとして求められます。その安全性をより高めるため、先頭車両用にはブレーキ制御器2台を1組として“安全のための「二重化」”を行い、常に制御器同士で互いに動作を監視させることにより、必ずどちらか1台が作動する仕組みを採用しております。ブレーキ動作を指示する信号の伝送についても、通信ラインを2本用意しており、機器・通信ともに故障時のバックアップ機能を備えております。また、本製品には停電を検知していち早く停止させるためのブレーキ機能も付加しております。

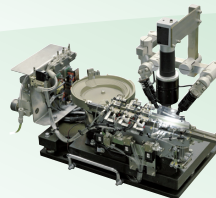
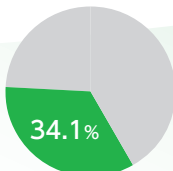
高い安全性を有する本製品を開発したノウハウを駆使し、今後、在来線を含め、開通が予定されている北海道新幹線等へ搭載するブレーキ制御器のスピーディな開発を行い、より安全な鉄道輸送の実現に貢献してまいります。

パワーエレクトロニクス機器事業

受注高 **296億 47百万円**
(前連結会計年度比 16.6%増)

売上高 **258億 58百万円**
(前連結会計年度比 4.7%増)

売上高構成比



画像処理システム付パーツフィーダ

受注・売上の状況は、社会インフラシステム部門において官公庁向け電気設備が好調であったことや、振動機器部門においてゴム業界向けを中心に好調に推移したこと等により、セグメント全体としては、前連結会計年度に比べて、受注高は42億26百万円増加し、売上高は11億58百万円増加いたしました。

開発面では、パーツフィーダ部門において、「画像処理システム付パーツフィーダ」を開発し、販売を開始いたしました。パーツフィーダとは、電子部品などを振動によって一定方向に整列させ、次の工程へ供給する装置です。従来は、電子部品にセンサー光を照射し、その反射比率によって部品の方向判別を行うことが主流でしたが、近年、携帯電話やスマートフォンなどの高性能化に伴い電子部品の微細化が進み、従来のセンサー光による判別方法では精度の確保が困難となり、超微小電子部品にも対応できる判別装置の需要が高まってまいりました。

当社は、他社に先駆けて超微小電子部品供給用パーツフィーダに特化した画像処理システムを開発し、画像認識により方向判別する本製品を完成させました。その供給スピードは、1分間当たり最大3,500個であり、0.6mm×0.3mmサイズの超微小電子部品を上下、左右、及び前後方向に判別する（1／8選別）パーツフィーダとしては業界トップクラスです。また、0.4mm×0.2mmサイズの超微小電子部品でも1／8選別が可能なシステムは世界で本製品のみです。

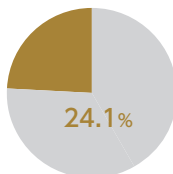
なお、本製品は昨年9月の販売開始以来、好評を博し、順調に受注を伸ばしております。今後は、国内のみならず海外の電子精密機器関連のユーザーに向け幅広い販売活動を展開してまいります。

サポート&エンジニアリング事業

受注高 **196億 14百万円**
(前連結会計年度比 4.9%増)

売上高 **182億 64百万円**
(前連結会計年度比 4.0%減)

売上高構成比



当社全般に関わり、当社の業務及び当社事業に付随するサービスやエンジニアリング業務を主たる事業とする子会社をサポート&エンジニアリング事業としており、電気工事等の増加により受注高は増加いたしました。システム開発案件の受注減少などの影響により売上高は減少いたしました。

(2)対処すべき課題

2015年度の当社グループを取り巻く経営環境は、米国の金融政策の正常化に向けた動きによる影響や地政学的リスク等の先行き不透明な部分があるものの、国内の民間設備投資については、雇用・所得環境の着実な改善により個人消費が底堅く推移することと、為替相場のドル高円安傾向を受けて、企業収益の改善及び生産拠点の国内回帰が見込まれることから、引き続き回復基調で推移することが期待されます。海外においては、米国経済は家計需要を牽引力として、緩やかな拡大を維持する見通しです。中国は、鈍化するものの高水準の経済成長率を維持し、東南アジアにおいては一部例外がありますが、引き続き2014年と同程度の成長が見込まれます。

このような経営環境の下で当社グループといたしましては、顧客ニーズを的確に捉えた新商品の開発、及び既存商品の新用途開拓を推進するとともに、積極的に提案型営業を展開することにより受注の最大化を目指します。また、中国・東南アジアをはじめとした海外市場において、地域ニーズに適合した製品を投入しグローバル事業の拡大を図ります。さらに生産・試験工程の自動化を推進し生産効率改善に取り組んでまいります。

また、創業100年にあたる2017年度を最終年度とする、5カ年のグループ中期経営計画「BRIDGE 100」の下、当社グループにおいて培ってきた“Motion & Energy Control”技術で、中国・アジアの経済成長に伴う設備投資需要にマッチした製品の投入と、先進国成熟社会におけるエネルギー効率化の加速に対応したソリューションの提供により、当社グループの収益基盤を確立し、グローバルな成長を目指しております。本計画の3年目となる2015年度を迎えるにあたって、2017年度に至る向こう3年間の道筋を確かなものとすべく、これまでの取組と事業環境の変化を踏まえて検討を行った結果、基本方針と目標値は当初計画通り据え置きますが、中核4事業の一つを『自動車試験装置事業』から『振動機器事業』へ変更する等、一部内容を変更いたしました。

今後さらに成長し続ける企業グループとして株主の皆様、顧客の皆様から評価していただけるよう、引き続きグループを挙げて飛躍を遂げるべく努力を重ねてまいります。

(3)設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の主なものは、次の通りであります。

①当連結会計年度中に完成した主要設備

当社伊勢製作所：NC旋盤更新

②当連結会計年度継続中の主要設備

次期IT基幹システム、シンフォニアエンジニアリング(株)関東事業所移転

(4)財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

項目	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
		第88期	第89期	第90期	(当連結会計年度) 第91期
受注高	(百万円)	68,037	72,712	75,275	81,095
売上高	(百万円)	70,605	69,486	74,315	75,796
経常利益	(百万円)	1,084	1,070	2,093	2,554
当期純利益	(百万円)	760	679	1,382	1,820
1株当たり当期純利益	(円)	5.11	4.57	9.30	12.24
総資産	(百万円)	83,956	82,116	89,024	91,394

- (注) 1. 平成23年度につきましては、プリンタシステムやインフラシステム、クリーン搬送機器が不調であったことにより受注高・売上高ともに減少し、それに伴い利益も減少いたしました。
平成24年度につきましては、航空宇宙部門が好調で受注高は増加いたしました。インフラシステム部門が不調で売上高が減少し、それに伴い利益も減少いたしました。
平成25年度につきましては、モーションコントロール機器部門、クリーン搬送機器部門及びサポート&エンジニアリング事業が好調であったことにより受注高・売上高ともに増加し、それに伴い利益も増加いたしました。
平成26年度につきましては、「(1)事業の経過及びその成果」に記載しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を除く)に基づき算出しております。

②当社の財産及び損益の状況の推移

項目	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
		第88期	第89期	第90期	(当期) 第91期
受注高	(百万円)	52,746	54,353	54,291	59,424
売上高	(百万円)	55,627	53,173	53,402	55,174
経常利益	(百万円)	1,066	931	906	1,491
当期純利益	(百万円)	705	644	662	1,212
1株当たり当期純利益	(円)	4.74	4.34	4.46	8.15
総資産	(百万円)	79,539	77,253	80,863	83,165

- (注) 1. 当社の財産及び損益の変動の要因は、企業集団の財産及び損益の変動の要因と同様の理由によるものです。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を除く)に基づき算出しております。

(5)重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
シンフォニア商事(株)	200 百万円	100.00 %	保険代理業・倉庫・運送業・鍍金製品・機械部品・石油製品の販売、旅行業
(株)S&Sエンジニアリング	200	100.00	病院・オフィス・工場・倉庫内用搬送システムの販売、エンジニアリング
シンフォニアエンジニアリング(株)	100	100.00	電気・機械設備工事の請負、エンジニアリング、電気機械器具・自動券売機のサービス
シンフォニアマイクロテック(株)	84	100.00	マイクロクラッチの製造、販売
(株)セルテクノ	60	100.00	電気・電子機器類の設計、試験、労働者派遣業、経理・給与業務
(株)大崎電業社	48	100.00	電磁クラッチ・電磁ブレーキ等の製造、販売
(株)アイ・シー・エス	32	100.00	ソフトウェアの開発、OA機器の販売
シンフォニアテクノロジー(タイ)(株)	270 百万バーツ	100.00	振動式搬送機器・パーツフィーダ・半導体製造装置用ハンドリング機器・建設車両用電装品の製造、販売
昕芙施雅机电(香港)有限公司	10,580 千香港ドル	100.00 (100.00)	マイクロクラッチの販売
昕芙施雅机电(东莞)有限公司	2.1 百万米ドル	100.00 (100.00)	マイクロクラッチの製造

- (注) 1. 当社の連結子会社は上記の10社であります。
2. 上表当社の出資比率の()内は間接保有割合であります。

(6)主要な事業内容

セグメント	主要な製品・サービス
モーション機器	昇華型デジタルフォトプリンタ、リライタブルプリンタ、宇宙ロケット用電装品、航空機用電装品、サーボアクチュエータ、アクティブ制振装置、電磁クラッチ・ブレーキ、鉄道・建設車両用電装品、空港用地上支援車両、超重量物搬送用大型自走台車 等
パワーエレクトロニクス機器	自動車用評価システム、実車衝突実験システム、上下水道電気計装設備、道路管理用電気設備、リフティングマグネット、サブマージドモータ、真空溶解炉、鉄鋼プラント用電気システム、中小形発電機、振動式搬送機器、コーヒー焙煎設備、パーツフィーダ、半導体製造装置用ハンドリング機器、液晶ガラス基板用ハンドリング機器、エコ発電システム 等
サポート&エンジニアリング	電気・機械設備工事の請負・エンジニアリング、電気機械器具のサービス、病院内搬送システムのエンジニアリング、当社周辺サービス・福利厚生関連業務、倉庫・運送業、経理・給与業務・設計業務の受託、労働者派遣業、ソフトウェアの開発、OA機器の販売 等

(7) 主要な営業所及び工場

① 当社の主要な営業所及び工場

本社 東京
 支社 大阪、名古屋
 支店 九州（福岡）
 営業所 東北（仙台）、新潟、北陸（富山）、静岡、三重（伊勢）、中国（広島）
 工場 伊勢製作所、豊橋製作所、鳥羽工場

② 主要な子会社の本社所在地

シンフォニア商事(株)（伊勢）、(株)S & S エンジニアリング（東京）、シンフォニアエンジニアリング(株)（伊勢、東京）、
 シンフォニアマイクロテック(株)（明石）、(株)セルテクノ（伊勢）、(株)大崎電業社（東京）、(株)アイ・シー・エス（伊勢）、
 シンフォニアテクノロジー（タイ）(株)（タイ王国・サムットプラカーン）、
 昕芙旋雅機電（香港）有限公司（中華人民共和国・香港）、昕芙旋雅機電（東莞）有限公司（中華人民共和国・東莞）

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
モーション機器	1,809名	50名減
パワーエレクトロニクス機器	1,059名	-
サポート & エンジニアリング	755名	1名増
計	3,623名	49名減

(注) 1. 就業人員数を記載しております。
 2. 上表には臨時従業員等は含んでおりません。

② 当社の従業員数等

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,976名	40名減	37.6才	14.1年

(注) 1. 就業人員数を記載しております。
 2. 上表には臨時従業員等は含んでおりません。

(9) 主要な借入先

借入先	借入額
	百万円
(株) みずほ銀行	5,175
(株) 三菱東京UFJ銀行	2,579
(株) 三井住友銀行	2,574
三井住友信託銀行(株)	2,328
兵庫県信用農業協同組合連合会	1,875
みずほ信託銀行(株)	1,665
三菱UFJ信託銀行(株)	1,655
(株) 日本政策投資銀行	1,576

2 会社の株式に関する事項

- (1)発行可能株式総数 580,000,000株
- (2)発行済株式の総数 148,700,822株 (自己株式244,789株を除く)
- (3)株主数 16,495名
- (4)大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	出 資 比 率
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 (株) 退 職 給 付 信 託 口 ((株) 神 戸 製 鋼 所)	14,898 ^{千株}	10.02 [%]
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 (株) (信 託 口)	6,345	4.26
ダ イ キ ン 工 業 (株)	5,085	3.42
シ ン フ ォ ニ ア テ ク ノ ロ ジ ー グ ル ー プ 従 業 員 持 株 会	3,889	2.62
大 日 本 印 刷 (株)	3,664	2.46
シ ン フ ォ ニ ア テ ク ノ ロ ジ ー 取 引 先 持 株 会	3,380	2.27
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 (株) (信 託 口)	2,851	1.92
ナ ブ テ ス コ (株)	2,309	1.55
あ い お い ニ ッ セ イ 同 和 損 害 保 険 (株)	2,256	1.52
前 尾 和 男	2,179	1.47

- (注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行(株)退職給付信託口(株)神戸製鋼所)の持株数14,898千株は(株)神戸製鋼所から同信託銀行へ信託設定された信託財産です。信託約款上、当該株式の議決権の行使についての指図権限は(株)神戸製鋼所が保有しております。
2. 出資比率は自己株式(244,789株)を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
武藤昌三	代表取締役社長 (開発本部及び新事業企画部の管掌)	—
一木春生	代表取締役副社長 (社長補佐、本社部門及び調達本部の管掌、全社コンプライアンス、監査部及び法務部の担当)	—
古谷浩三	代表取締役 (電子精機本部長、WAY推進プロジェクトの担当)	—
斉藤文則	取締役 (電機システム本部長、ITテクニカルセンターの担当)	—
小原孝秀	取締役 (経営企画部長、業務改革推進部の管掌、全社リスク管理、総務人事部及び資金部の担当)	—
常光茂久	取締役 (グローバル事業統括本部長、営業業務統括部及び支社・支店・営業所の担当)	—
渡辺壯嘉	社外取締役 (非常勤)	—
*小谷重遠	社外取締役 (非常勤)	—
百家俊次	監査役 (常勤)	—
廣田邦彦	社外監査役 (常勤)	—
野本俊輔	社外監査役 (非常勤)	弁護士 公益財団法人日本調停協会連合会 理事長 公益社団法人九段 理事長
小林義行	社外監査役 (非常勤)	—

- (注) 1. 当社は、渡辺壯嘉並びに小谷重遠、廣田邦彦、野本俊輔及び小林義行を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
 2. 上表*印の者は、平成26年6月27日開催の第90回定時株主総会において、新たに取締役に選任され就任いたしました。
 3. 当社は上表「重要な兼職の状況」に記載の兼職先との間には、特別な関係はありません。
 4. 当期中の取締役の退任は次の通りであります。

氏名	地位及び担当 (退任時)	退任年月日	退任事由
大森誠	取締役 (調達本部長、ITテクニカルセンターの担当)	平成26年6月27日	任期満了

5. 監査役のうち百家俊次は、当社の資金部門に従事したうえ資金部長を務め、また廣田邦彦は、神鋼商事㈱で資金部長、取締役及び常務執行役員として資金部の担当を歴任し、それぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 6. 平成26年6月27日をもって、次の通り取締役の地位の異動がありました。

氏名	異動前の地位	異動後の地位
古谷浩三	取締役	代表取締役

7. 当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離してコーポレート・ガバナンス体制を強化するとともに、経営環境の変化にスピーディかつフレキシブルに対応するため、執行役員制度を導入しております。執行役員は次の通りであります。

氏名	地位及び担当
※古谷浩三	専務執行役員（電子精機本部長、WAVY推進プロジェクトの担当）
※斉藤文則	常務執行役員（電機システム本部長、ITテクニカルセンターの担当）
※小原孝秀	常務執行役員（経営企画部長、業務改革推進部の管掌、全社リスク管理、総務人事部及び資金部の担当）
※常光茂久	常務執行役員（グローバル事業統括本部長、営業業務統括部及び支社・支店・営業所の担当）
高橋芳明	常務執行役員（電子精機本部副本部長（営業部門の統括）、同本部プリンタシステム事業の担当）
川久伸	常務執行役員（電機システム本部副本部長（営業部門の統括）、同本部振動機・パーツフィード及びクリーン搬送機器事業の担当）
仲真司	常務執行役員（電子精機本部航空宇宙及び大型搬送システム事業の担当）
平野新一	執行役員（電機システム本部副本部長（生産部門の統括）、同本部豊橋製作所長）
鈴木康友	執行役員（電子精機本部モーションコントロール機器事業の担当）
三木利夫	執行役員（電子精機本部副本部長（生産部門の統括）、同本部伊勢製作所長）
河村博年	執行役員（開発本部長、新事業企画部の担当）
森信夫	執行役員（電機システム本部社会インフラシステム、産業インフラシステム及び試験装置事業の担当）
堀悟	執行役員（調達本部長、同本部豊橋調達部長）
御村恭至	執行役員（電機システム本部豊橋製作所副製作所長、業務改革推進部長）
瀬田学	執行役員（電子精機本部伊勢製作所副製作所長、同本部電子精密機器工場長、業務改革推進部副部長）

(注) 上表※印の者は、取締役を兼務しております。

(2)当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	9名	230,266千円
監査役	4名	50,453千円
(うち、社外役員)	5名	40,527千円)

(注) 上記には、平成26年6月27日開催の第90回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれております。

(3)社外役員に関する事項

①当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
渡辺壯嘉	社外取締役（非常勤）	期中に15回開催された取締役会のうち13回に出席し、他の会社における役員等としての豊富な経験に基づき必要な発言を適宜行いました。
小谷重遠	社外取締役（非常勤）	期中の選任後に、10回開催された取締役会の全てに出席し、他の会社における役員等としての豊富な経験に基づき必要な発言を適宜行いました。
廣田邦彦	社外監査役（常勤）	期中に15回開催された取締役会の全てに出席し、また、期中に13回開催された監査役会の全てに出席し、他の会社における役員等としての豊富な経験や、財務・会計に関する業務経験に基づき必要な発言を適宜行いました。
野本俊輔	社外監査役（非常勤）	期中に15回開催された取締役会のうち14回に出席し、また、期中に13回開催された監査役会のうち12回に出席し、弁護士として法令についての高度な知識・識見に基づき必要な発言を適宜行いました。
小林義行	社外監査役（非常勤）	期中に15回開催された取締役会の全てに出席し、また、期中に13回開催された監査役会の全てに出席し、他の会社における役員等としての豊富な経験に基づき必要な発言を適宜行いました。

②責任限定契約の内容の概要

渡辺壯嘉、小谷重遠、廣田邦彦、野本俊輔及び小林義行は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

39百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

39百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
2. 当社の子会社である昕美施雅機電（香港）有限公司、昕美施雅機電（东莞）有限公司及びシンフォニアテクノロジー（タイ）㈱は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号記載のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意のもとに会計監査人を解任いたします。

また、取締役会は、会計監査人が会計監査を適切に遂行できないと判断される場合、その他その必要があると判断される場合には、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求に基づき、会計監査人の解任または不再任の議案を株主総会に提出いたします。

5 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社は、企業理念及びその行動指針であるSINFONIA-WAYを定め、かつ「企業倫理規範」「企業行動基準」を制定し、法令・定款の遵守と高い倫理観の醸成を命題として、コンプライアンス体制の整備に取り組み、社内の意識強化と問題の未然防止に努めています。
- ・ 「コンプライアンス委員会規程」に従って全社コンプライアンスの担当役員を任命し、また、関係会社の代表や外部有識者も加えたコンプライアンス委員会と、各部門でのコンプライアンス活動を推進する組織を設置しています。加えて弁護士など、外部の専門家からも適宜アドバイスを受けています。
- ・ 法令・定款違反に関する報告体制として、スピークアップ制度（内部通報制度）を設置しており、「スピークアップ制度運用規程」において内部通報者に不利益な取り扱いをしてはならないことを定めています。また、不祥事が発生した場合は、トップマネージメント、取締役会、監査役会に報告が行われています。
- ・ 「内部監査規程」に基づき、監査部が内部監査を行っています。
- ・ 財務報告に係る内部統制についても、整備・運用の基本方針に基づき、継続的な運用と改善を図っています。
- ・ 当社は、「企業倫理規範」「企業行動基準」において反社会的勢力との絶縁を宣言するとともに、対応に当たっての基本的な考え方を定めています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 当社は、取締役の意思決定及び職務の遂行に係る情報の保存及び管理については、責任部門において社内規程に基づき行っています。これら社内規程は、必要に応じて見直し等を行っています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 当社は、現下の激しい経営環境の変化の中で、ビジネス、法令違反、安全衛生・環境、天災地変、情報通信などに起因するリスクの評価と対応を適切に行うため、リスク管理に関わる基本的事項を定めた「リスク管理規程」、並びにリスク管理活動の行動要領を定めた「リスク管理大綱」を策定し、リスク管理担当役員の任命、リスク管理委員会の設置等により、リスク管理体制を整備しています。

- ・当社並びにグループ全体の事業活動に影響を及ぼす危機の発生時には、取締役及び執行役員は、速やかに情報を収集し、代表取締役へ報告するとともに、対応策を実施します。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、経営戦略及び経営課題を明確にするために、中期経営計画や年度の経営計画を策定し、その達成度合いを、業績管理制度を通じてチェックしています。
- ・毎月の定例及び臨時の取締役会、経営会議、事業執行会議を開催し、迅速かつ多面的に経営意思の決定とフォローを行っています。
- ・当社は執行役員制度を採用し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することにより、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応しつつ業務を執行する体制としています。
- ・取締役は、担当する業務について執行役員から執行状況の報告を受けることにより、監督機能を果たせる体制を整備しています。
- ・決裁制度、予算制度、人事管理制度等を整備し、適切な権限委譲の下、効率的に職務が執行されるような体制を整備しています。

(5)当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、「関係会社管理規程」に基づき、統括部門、事業運営管理部門、業務サポート部門を定め、あわせて経営企画部に専任のスタッフを置くことを定め、グループ運営を行っています。
- ・グループ全体に影響を及ぼす重要事項については、会議開催による多面的な検討を経て、慎重に決定しています。
- ・主要な子会社に対しては、当社から取締役や監査役を派遣するとともに、子会社の月例幹部会に出席し、事業運営状況を確認しています。
- ・グループ企業を含めてコンプライアンス活動を推進しています。また、海外現地法人の活動についても国内の取組に準じ、現地の法令や文化習慣等も尊重しながら推進しています。

(6)監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

- ・当社は、監査部が監査役監査を補助しています。
- ・監査部は監査役会の事務局業務を担当して、監査役あるいは監査役会の指示に従ってその職務を補助しています。

(7)監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・当社は、監査部に属する使用人の、取締役あるいはその他の使用人からの独立性を確保するため、その任命、異動、評価、懲戒等の人事権に係る事項について、監査役会と事前に協議しています。

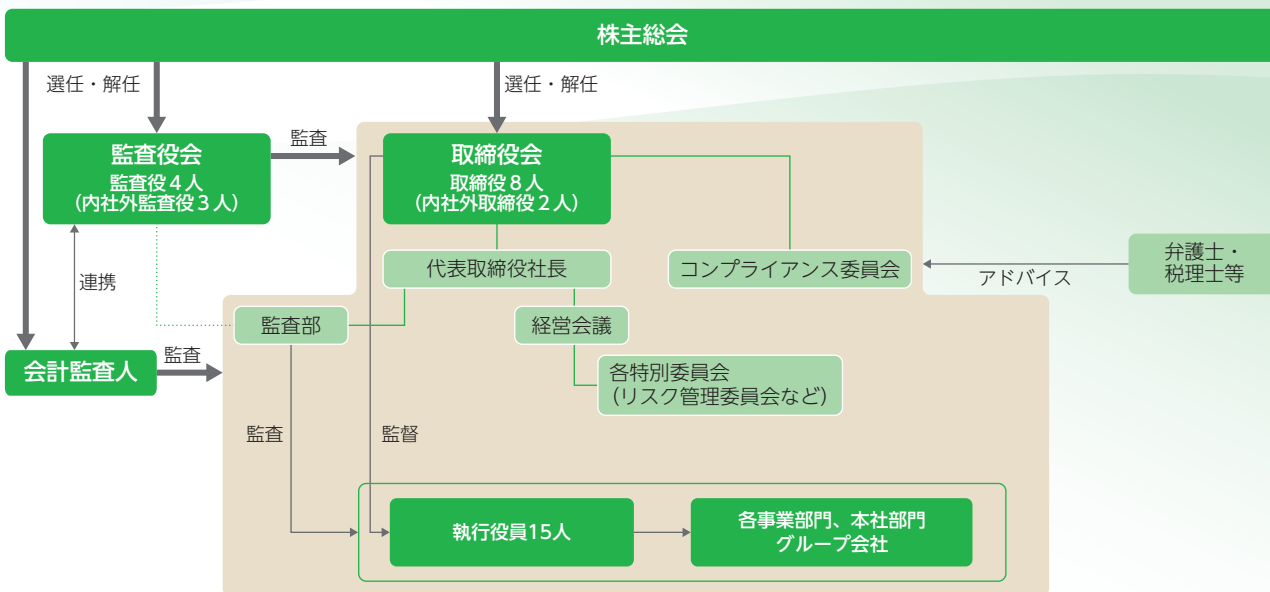
(8)取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・当社の取締役及び使用人は、監査役の「監査役監査基準」に基づく要請に応じて当社及びグループ企業に関する資料を閲覧に供し、あるいは報告を行っています。
- ・監査役は、取締役の職務執行を監査するため、当社の取締役会、事業執行会議等の重要な会議への出席及び重要な決裁書類の閲覧等を行っています。また、グループ企業の取締役から定期的にヒアリングを行い、グループ全体の状況を把握しています。
- ・「スピークアップ制度運用規程」に準じて、監査役への報告を行った者やこれに関わった者に対して不利益な取り扱いをしてはならないこととしています。

(9)監査役は監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、監査役は監査の実効性を確保するため、監査役会で決議した「年度監査方針・計画」を毎年取締役会で確認するほか、監査役は職務執行に必要な緊急または臨時的な支出についても事後償還請求できることとしているなど、その円滑な監査活動を保障するための環境整備に努めています。
- ・監査役と代表取締役、会計監査人との意見交換の機会を設けています。
- ・監査役は、監査部から内部監査に関する報告を随時受けています。

コーポレート・ガバナンス体制の概要



⑥ 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると当社取締役会は考えております。上場会社である当社の株式については自由な取引が認められており、当社取締役会は、当社に対し大規模買付行為（下記（3）2）①において定義されます。以下同じです。）が行われた場合に、これを受け入れるか否かの最終的な判断については、その時点における株主の皆様様に委ねられるべきであると考えます。

しかしながら、大規模買付行為には、その目的等から見て（ア）企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、（イ）株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、（ウ）対象会社の取締役会や株主が株券等の大規模買付行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、（エ）対象会社が買取者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買取者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、当社の企業価値の源泉は、（ア）多岐にわたる製品を、機械・電気・制御の開発・生産から販売まで行う一貫体制、（イ）創業以来培われた豊富な経験とノウハウに裏づけされた高度な技術力、（ウ）ステークホルダーとの間で長年にわたり築き上げてきた信頼関係、（エ）事業組織間での人材、固有技術、製造技術等のシナジーを積み重ねていく企業風土、（オ）組織、人材のシナジーを引き出す経営と従業員の信頼関係にあると考えており、当社株券等の大規模買付行為を行う者がこのような当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益は毀損されることになりません。また、下記（3）2）②において定義している大規模買付者により大規模買付行為がなされる場合に、株主の皆様がこれに応じるか否かを決定するに際しては、大規模買付者から、事前に、株主の皆様との判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供される必要があると考えており、かかる情報が明らかにされないまま大規模買付行為が強行される場合には、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益は毀損される可能性が極めて高いと考えます。

当社としては、このような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては必要かつ相応な対抗手段を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2)基本方針の実現に資する特別な取組の内容の概要

1) 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取組について

① 当社の企業理念及び企業価値の源泉について

当社は、「企業理念」を制定し、企業価値とその源泉となる競争力向上に取り組んでおります。その「企業理念」は次の通りです。

『「一歩先を行く技術」「地球を大切に作る心」「思いやりのある行動」私たちはこの3つを大切に人から宇宙まで豊かな暮らしと社会の発展に貢献します。』

当社は、大正6年(1917年)の創業以来、電磁応用力技術と精密機構技術を基盤に幅広い分野に事業領域を拡げ、現在では、航空機用電子機器、カラープリンタ、電磁クラッチ、半導体ウェーハ搬送機器、社会インフラ電気設備等の多様な製品をお客様に提供しております。

当社の企業価値の確保・向上を目指す上で、企業価値の源泉は、以下に掲げる要素にあるものと考えております。

- (i) 官公庁から半導体メーカーや写真関連メーカーまで多岐にわたるお客様のニーズを捉えた製品を、電子機器、精密機械、制御・ソフトの開発・生産から販売まで行う一貫体制
- (ii) 創業以来培われた豊富な経験とノウハウに裏づけされた高度な技術力
- (iii) 株主の皆様はもちろん、お客様・取引先・地域関係者等のステークホルダーとの間で長年にわたり築き上げてきた信頼関係
- (iv) 個々の事業組織間での人材の支援や保有技術の相互利用、生産現場での技能協力等のシナジーを積み重ねていく企業風土
- (v) 当社の企業風土と歴史的背景を深く理解し、最大限の効果を引き出す経営と従業員の信頼関係

② 当社の今後の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取組について

当社は、平成25年より5か年の中期経営計画「BRIDGE 100」を策定し、事業活動に取り組んでおります。平成29年に迎える創業100年に向けて、長い歴史の中で培ってきた幅広い技術・顧客基盤を活かし、変化する時代に対応した開発型企業へ転換し、新たな成長を実現します。また、この中期経営計画の5年間を、次の100年間も株主の皆様への安定配当、社会への貢献を実現するとともに、従業員・家族の生活を守り続ける企業となるための架け橋とすべく、当社グループにおいて培ってきた“Motion & Energy Control”技術で、東南アジア・中国の経済成長に伴う産業設備投資需要にマッチした製品の投入と、先進国成熟社会におけるエネルギー効率化の加速に対応したソリューションの提供により、当社グループの収益基盤を確立し、グローバルな成長を目指します。そして、以下の方針の下、本中期経営計画の目標を達成し、当社グループの企業価値向上を実現します。

(i) 中核事業の拡大

4つの中核事業(「航空宇宙事業」、「モーションコントロール機器事業」、「振動機器事業」、「クリーン搬送機器事業」)を拡大させるべく開発・設備投資、要員を重点的に配分し、事業収益を向上させます。

(ii) グローバル事業の拡大

東南アジア・中国市場のニーズをつかみ、これまで整備を進めてきたタイ・中国の現地法人を中心にグローバル事業を拡大します。

(iii) 新分野への挑戦

“Motion & Energy Control”技術と“計測・制御”技術により、再生医療関連産業の成長や、福祉の省力化ニーズが期待される「医療・福祉」分野、食の安全・安定供給への期待が高まる「農業」分野での事業化に挑戦します。

(iv) グループ経営基盤整備

事業拡大、グローバル化を進めるために必要な、開発・技術力の強化、生産の最適化、人材の育成並びに迅速な意思決定及び効率的な業務遂行を支える基盤の整備を行います。

また、従来より当社グループの企業価値の確保・向上を図るための重要事項と位置付けている、電子機器、精密機械、制御・ソフトの設計・開発に関わる高度な技術や溶接・加工等の製造技術・技能の伝承・強化についても、今後とも引き続き推進してまいります。

このように、当社は、今後も企業価値＝業績向上を続けていくため、機械やデータに置き換えることができない技能や組織間のシナジーの重要性を大切に作る企業風土を醸成するとともに、これを深く理解する経営と従業員との信頼の更なる強化に取り組んでまいります。

2) 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の基盤となる仕組み—コーポレートガバナンスの整備

当社は、経営目標を達成する過程においても、各ステークホルダーとのより良好な関係にも配慮すべきであると考えており、かかる目的達成のために、各ステークホルダーの皆様のご理解とご支援をいただくこと、及び法令・定款の遵守と高い倫理観の醸成を命題として、コンプライアンス体制の整備に取り組み、企業価値の確保・向上と経営チェック機能の充実に共に図ることを目指しております。

具体的な施策としては、執行役員制度を採用し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することにより、業務執行機能や意思決定・監督機能を強化するとともに、外部からの経営チェック・助言により適切な経営に資するため、弁護士など外部の専門家から適宜アドバイスを受けるほか、独立性のある社外取締役2名及び社外監査役3名を選任し、また、コンプライアンスに対する社内意識強化と問題の未然防止に資するため、全社コンプライアンスの担当役員を任命し、関係会社の代表や外部有識者も加えたコンプライアンス委員会の設置を行っております。さらに内部統制システムについて、その体制を整え、継続的な運用と評価・改善を図っております。

(3)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組

当社は、上記(1)に記載した当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下「基本方針」といいます。)に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組として、当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の更新に関する議案を平成26年6月27日開催の第90回定時株主総会に諮り、承認されました(更新後の対応方針を、以下「本対応方針」といいます。)。本対応方針の目的及び概要は以下の通りであります。

1) 本対応方針の目的

本対応方針への更新は、上記(1)に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させる目的をもって行われたものであります。

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。当社取締役会は、金融商品取引法及び関連政省令の改正等の動向を注視しつつ、また、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、このような不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するためには、当社株券等に対して大規模買付行為が行われた場合に、株主の皆様がこれを受け入れるか否かの最終的な判断を行ったり、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な時間及び情報を確保するとともに、当社取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と協議・交渉等を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様のために大規模買付行為を抑制するための枠組みが引き続き必要不可欠であると判断しました。

そこで、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組の一環として、本対応方針への更新を行うことを決定いたしました。

2) 本対応方針の概要

①対象となる大規模買付行為

本対応方針においては、次の(i)もしくは(ii)に該当する行為またはこれらに類似する行為(ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます。以下「大規模買付行為」といいます。)がなされ、またはなされようとする場合には、本対応方針に基づく対抗措置が発動されることがあります。

- (i)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付
- (ii)当社が発行者である株券等について、公開買付に係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

②本対応方針に係る手続

本対応方針は、当社の株券等の大規模買付行為を行おうとし、または現に行っている者(以下「大規模買付者」といいます。)が現れた場合に、当該大規模買付者に対し、事前に当該大規模買付行為に関する情報の提供を求め、当社が、当該大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉等を行うための手続を定めるものであります。なお、大規模買付者には、本対応方針に係る手続を遵守していただくこととし、大規模買付者は、本対応方針に係る手続の開始後、(ア)当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(原則として60日間。以下「取締役会評価期間」といいます。)が終了するまでの間、及び(イ)取締役会評価期間終了後であっても、対抗措置の発動の可否を問うための株主の総体的意思を確認する総会(以下「株主意思確認総会」といいます。)が召集された場合には、株主意思確認総会において対抗措置の発動に関する決議がなされるまでの間、大規模買付行為を実行してはならないものとしております。

③対抗措置の発動

大規模買付者が、本対応方針において定められた手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従うことなく大規模買付行為を行う場合、または、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値もしくは株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれがある場合には、当社は、原則として、当該大規模買付者その他一定の者による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該大規模買付者その他一定の者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以下に規定されます。）により割り当てることがあります。

④取締役会の恣意的判断を排するための独立委員会、株主意思確認総会の利用

本対応方針においては、本対応方針の運用ないし対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、その判断の合理性及び公正性を担保することを目的として、独立委員会規程に従い、（ア）当社社外取締役、（イ）当社社外監査役、または（ウ）社外の有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通する者または他社の取締役もしくは執行役として経験のある社外者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の客観的な判断を経ることとしています。当社取締役会は、大規模買付者が現われた場合、独立委員会へ適時に情報を提供し、独立委員会は、大規模買付者及び当社取締役会が株主の皆様の共同の利益を損なう行動をとっていないかを含め、公正な手続が行われているかについての検証を行うものとし、また、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとし、また、これに加えて、独立委員会が株主意思確認総会の招集を勧告した場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議することにより株主の皆様のご意思を確認するか否かについて、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、また、こうした手続の過程について、株主の皆様にも適時に情報を開示することにより、その透明性を確保することとしています。

⑤本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

仮に、本対応方針に従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、大規模買付者その他一定の者以外の株主の皆様による本新株予約権の行使がなされた時、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、大規模買付者その他一定の者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された時には、当該大規模買付者その他一定の者の有する当社株式の議決権割合は、一定程度希釈化される可能性があります。

3) 本対応方針の有効期間、廃止及び変更について

本対応方針の有効期間は、平成29年6月に開催予定の当社定時株主総会の終結の時までとし、かかる有効期間の満了前であっても、（ア）当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または（イ）当社取締役会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されるものとし、また、

なお、本対応方針の詳細につきましては、平成26年4月22日付当社プレスリリース「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新について」をご覧ください。（当社ホームページ <http://www.sinfo-t.jp>）

(4) 上記(2)の取組についての当社取締役会の判断

当社は、継続的な企業価値の向上こそが株主の皆様様の共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益の向上を目的に、上記（2）の取組を行っておりますが、これらの取組の実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を著しく損なうおそれのある当社株券等の大規模買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組は、上記（1）の基本方針に資するものであると考えております。

従いまして、上記（2）の取組は、上記（1）の基本方針に沿うものであり、株主の皆様様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(5) 上記(3)の取組についての当社取締役会の判断

本対応方針への更新は、上記（1）の基本方針に沿って、当社株券等に対して大規模買付行為が行われた場合に、株主の皆様がこれを受け入れるか否かの最終的な判断を行ったり、あるいは当社取締役会が株主の皆様様に代替案を提案するために必要な時間及び情報を確保するとともに、当社取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と協議・交渉等を行うこと等を可能とし、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止することにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって行われたものであります。

また、下記1) から5) までの通り、本対応方針は、株主意思を重視するものであること、買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること、合理的かつ客観的な対抗措置発動要件が設定されていること、取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため独立委員会が設置されていること、デッドハンド型買収防衛策ではないこと等から、本対応方針の運用ないし対抗措置の発動に関する取締役会の判断の合理性及び公正性が担保されているものであって、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

1) 株主意思を重視するものであること

本対応方針は、本対応方針への更新に関する株主の皆様のご意思を確認するため、平成26年6月27日開催の第90回定時株主総会において、本対応方針への更新に関する議案が諮られ、承認されたものであります。

また、上記(3)3)に記載の通り、その有効期間は平成29年6月に開催予定の当社定時株主総会の終結の時までとしておりますが、かかる有効期間の満了前であっても、(i) 当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または(ii) 当社株主総会において選任された取締役によって構成される当社取締役会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されます。また、独立委員会が株主意思確認総会の招集を勧告した場合には、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重して、また、独立委員会から対抗措置の発動の勧告がなされたものの当社取締役会が必要と判断した場合には、対抗措置の発動に関する議案を株主意思確認総会に付議することがあり、これにより株主の皆様のご意思を直接確認することができることとしております。

2) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること等

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しております。また、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに本対応方針は、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものであります。

3) 合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定

本対応方針は、合理的かつ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されております。

4) 独立委員会の設置

当社は、本対応方針において、大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を確保し、または向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を発動するか否か、株主意思確認総会を招集するか否かについての取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、またその他本対応方針の運用ないし対抗措置の発動等に関する取締役会の判断の合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置しております。

かかる独立委員会の勧告を最大限尊重して当社取締役会が判断を行うことにより、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されております。

5) デッドハンド型買収防衛策ではないこと等

上記(3)3)に記載の通り、本対応方針は、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従いまして、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時までとなっており、毎年、毎年の当社定時株主総会で取締役会の構成員の交代を行うことができるため、本対応方針は、対抗措置の発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策でもありません。

以上の通り、上記(3)の取組は上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主の皆様のご利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	51,691	流動負債	41,747
現金及び預金	8,018	支払手形及び買掛金	15,572
受取手形及び売掛金	25,604	短期借入金	16,673
商品及び製品	1,232	未払費用	4,200
仕掛品	8,977	未払法人税等	851
原材料及び貯蔵品	5,297	未払消費税等	924
繰延税金資産	999	受注損失引当金	173
その他	1,604	その他	3,351
貸倒引当金	△43	固定負債	19,643
固定資産	39,702	長期借入金	13,169
有形固定資産	29,368	繰延税金負債	150
建物及び構築物	10,820	再評価に係る繰延税金負債	1,758
機械装置及び運搬具	1,655	役員退職慰労引当金	64
工具、器具及び備品	1,076	環境対策引当金	319
土地	14,783	退職給付に係る負債	3,211
リース資産	285	その他	968
建設仮勘定	746	負債合計	61,391
無形固定資産	521	純資産の部	
投資その他の資産	9,813	株主資本	22,811
投資有価証券	7,897	資本金	10,156
長期貸付金	287	資本剰余金	452
繰延税金資産	418	利益剰余金	12,263
その他	1,262	自己株式	△61
貸倒引当金	△53	その他の包括利益累計額	7,191
資産合計	91,394	その他有価証券評価差額金	2,935
		繰延ヘッジ損益	△18
		土地再評価差額金	3,824
		為替換算調整勘定	537
		退職給付に係る調整累計額	△86
		純資産合計	30,003
		負債純資産合計	91,394

連結損益計算書 (平成26年4月1日より平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高		75,796
売上原価		59,463
売上総利益		16,332
販売費及び一般管理費		13,575
営業利益		2,757
営業外収益		
受取利息及び配当金	115	
受取保険金	37	
為替差益	74	
その他の	64	291
営業外費用		
支払利息	309	
その他の	184	494
経常利益		2,554
特別利益		
補助金収入	309	309
特別損失		
関係会社株式評価損	62	62
税金等調整前当期純利益		2,801
法人税、住民税及び事業税	1,182	
法人税等調整額	△202	980
少数株主損益調整前当期純利益		1,820
当期純利益		1,820

連結株主資本等変動計算書 (平成26年4月1日より平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,156	452	11,384	△59	21,934
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	△495	—	△495
会計方針の変更を反映した当期首残高	10,156	452	10,889	△59	21,439
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△446	—	△446
当期純利益	—	—	1,820	—	1,820
自己株式の取得	—	—	—	△2	△2
自己株式の処分	—	—	△0	0	0
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	1,374	△2	1,372
当期末残高	10,156	452	12,263	△61	22,811

	その他の包括利益累計額						純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	1,716	△3	3,639	227	△1,930	3,650	25,585
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—	—	△495
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,716	△3	3,639	227	△1,930	3,650	25,089
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△446
当期純利益	—	—	—	—	—	—	1,820
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△2
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	0
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	1,218	△15	184	309	1,843	3,540	3,540
当期変動額合計	1,218	△15	184	309	1,843	3,540	4,913
当期末残高	2,935	△18	3,824	537	△86	7,191	30,003

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書 (平成26年4月1日より平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

営業活動によるキャッシュ・フロー	4,729
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,711
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,257
現金及び現金同等物に係る換算差額	83
現金及び現金同等物の増減額	△156
現金及び現金同等物の期首残高	8,143
現金及び現金同等物の期末残高	7,987

▶ 財務情報の詳細は、
当社ホームページIRサイトをご覧ください。


<http://www.sinfo-t.jp>

シンフォニアテクノロジー

検索

貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	42,803	流動負債	37,282
現金及び預金	6,514	支払手形	2,450
受取手形	4,024	買掛金	9,472
売掛金	15,421	短期借入金	16,668
商品及び製品	722	リース債務	119
仕掛品	8,331	未払金	698
原材料及び貯蔵品	4,742	未払費用	3,209
繰延税金資産	778	未払法人税等	695
短期貸付金	668	未払消費税等	662
未収入金	1,244	預り金	1,317
その他	395	受注損失引当金	163
貸倒引当金	△37	その他	1,823
固定資産	40,362	固定負債	18,293
有形固定資産	27,510	長期借入金	13,169
建物	9,529	リース債務	105
構築物	299	再評価に係る繰延税金負債	1,758
機械装置	1,332	退職給付引当金	2,160
車両運搬具	10	環境対策引当金	319
工具、器具及び備品	891	資産除去債務	353
土地	14,800	その他	425
リース資産	199	負債合計	55,575
建設仮勘定	447	純資産の部	
無形固定資産	434	株主資本	20,971
ソフトウェア	33	資本金	10,156
ソフトウェア仮勘定	352	資本剰余金	452
その他	49	資本準備金	452
投資その他の資産	12,416	利益剰余金	10,423
投資有価証券	7,487	利益準備金	598
関係会社株式	2,928	その他利益剰余金	9,824
関係会社出資金	301	繰越利益剰余金	9,824
長期貸付金	911	自己株式	△61
その他	818	評価・換算差額等	6,619
貸倒引当金	△30	その他有価証券評価差額金	2,813
資産合計	83,165	繰延ヘッジ損益	△18
		土地再評価差額金	3,824
		純資産合計	27,590
		負債純資産合計	83,165

損益計算書

(平成26年4月1日より平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高		55,174
売上原価		44,696
売上総利益		10,477
販売費及び一般管理費		9,080
営業利益		1,397
営業外収益		
受取利息及び配当金	387	
為替差益	84	
その他の	66	538
営業外費用		
支払利息	298	
その他の	146	444
経常利益		1,491
特別利益		
補助金収入	309	309
特別損失		
関係会社株式評価損	62	62
税引前当期純利益		1,738
法人税、住民税及び事業税	747	
法人税等調整額	△221	525
当期純利益		1,212

株主資本等変動計算書 (平成26年4月1日より平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	利益準備金	その他	利益剰余金合計
				利益剰余金 繰越利益剰余金	
当期首残高	10,156	452	553	9,598	10,152
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	△495	△495
会計方針の変更を反映した当期首残高	10,156	452	553	9,102	9,656
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	44	△490	△446
当期純利益	—	—	—	1,212	1,212
自己株式の取得	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	44	721	766
当期末残高	10,156	452	598	9,824	10,423

	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△59	20,702	1,635	△3	3,639	5,271	25,973
会計方針の変更による累積的影響額	—	△495	—	—	—	—	△495
会計方針の変更を反映した当期首残高	△59	20,206	1,635	△3	3,639	5,271	25,478
当期変動額							
剰余金の配当	—	△446	—	—	—	—	△446
当期純利益	—	1,212	—	—	—	—	1,212
自己株式の取得	△2	△2	—	—	—	—	△2
自己株式の処分	0	0	—	—	—	—	0
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	—	—	1,178	△15	184	1,347	1,347
当期変動額合計	△2	764	1,178	△15	184	1,347	2,111
当期末残高	△61	20,971	2,813	△18	3,824	6,619	27,590

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月20日

シンフォニアテクノロジー株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 原 田 大 輔 印
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 小 幡 琢 哉 印
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シンフォニアテクノロジー株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンフォニアテクノロジー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月20日

シンフォニアテクノロジー株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 原 田 大 輔 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小 幡 琢 哉 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シンフォニアテクノロジー株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第91期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人、有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月25日

シンフォニアテクノロジー株式会社 監査役会

監 査 役 (常勤)	百 家 俊 次	Ⓔ
社外監査役 (常勤)	廣 田 邦 彦	Ⓔ
社外監査役 (非常勤)	野 本 俊 輔	Ⓔ
社外監査役 (非常勤)	小 林 義 行	Ⓔ

ベトナム（ハノイ近郊）に生産拠点設立を決定

当社子会社であるシンフォニアマイクロテック株式会社（以下SMT社）は現在、中国広東省の東莞にてOA機器用クラッチの生産を行っており、世界トップシェアを維持しております。

昨今、大手OA機器メーカーは、生産拠点を中国に加え、東南アジアにも設けており、SMT社の主要顧客の多くも生産拠点を拡充するために、ベトナムにも進出しております。

そこで、SMT社としても顧客進出地域に生産拠点を設立することによって、製品納入期間の短縮及び運送コストの低減、さらに東莞1カ所のみであった生産拠点を複数化する事によるリスク分散を目的とし、また、これから予想される受注への対応を含め、ベトナムのハノイ近郊に新たに生産拠点を設立することにいたしました。

ベトナムは、東南アジア各国の主要拠点へ数時間で行くことができる位置にあり、沿岸部が長いことから生産・物流拠点に適した地理環境にあります。また、東南アジア第3位の人口を誇り、生産年齢人口（15歳～64歳）比率が高水準で、中国・タイに比して人件費も安価で労働市場としても優れていることから、昨今、日本企業が多く進出しています。

ベトナム生産拠点は、2015年度中に約15,000㎡の土地に4,000㎡の工場を新築し、2016年4月に稼働開始する予定です。

その生産規模は、稼働当初は従業員数100名で月産50万台からスタートし、同年10月には従業員数200名で月産100万台体制まで引き上げる計画です。

当社グループとしても、同国への進出は中期経営計画「BRIDGE 100」の重点課題であるグローバル事業の拡大に大きく貢献すると考えており、将来的には、OA機器用クラッチだけでなく、タイ、中国に次ぐ第3の海外生産拠点に成長させてまいります。



当社グループの中国拠点について、本地図上では以下の通り、一部カタカナ表記をしております。

- ※1：昕芙旋雅商貿（上海）有限公司
⇒シンフォニアテクノロジー（上海）株式会社
- ※2：昕芙旋雅機電（東莞）有限公司
⇒シンフォニアマイクロテック（東莞）株式会社
- ※3：昕芙旋雅機電（香港）有限公司
⇒シンフォニアマイクロテック（香港）株式会社

再生医療関連産業の成長が期待される医療分野への挑戦

「新分野への挑戦」として、再生医療関連産業の成長が期待される医療分野での事業化を目指しており、2015年3月期においては、細胞培養・検査プロセスの自動化プロジェクトへの参画と、自動光学式細胞除去装置の共同開発を実現いたしました。

1.細胞培養・検査プロセス自動化プロジェクトへの参画

東京エレクトロン(株) 殿などが進めている細胞培養・検査プロセスの自動化を研究するプロジェクトに参画いたしました。

当社は従来から細胞培養同様、高いクリーン度が求められる半導体製造分野で、半導体製造装置の出入口部分に使用される「ロードポート」が世界トップシェアを占め、高い技術力と実績を培ってきました。

今回参画したプロジェクトにおいては、ロードポート等既存のクリーン搬送技術を無菌接続搬送技術へと応用することにより、細胞が入った培養容器を自動で培養・検査工程にハンドリングする装置の開発、および装置内を無菌状態に保つための滅菌機能での技術提供を担います。再生医療が本格化すると予測されている2020年を目途に開発・事業化を目指します。

2.自動光学式細胞除去装置の共同開発

近畿大学医学部高度先端総合医療センター再生医療部殿、三重大学大学院医学系研究科殿との共同研究チームにて、iPS細胞の品質を維持する装置（自動光学式細胞除去装置）を開発いたしました。

今回研究チームが開発した装置は、iPS細胞の培養において目的以外の細胞に変化した部分を、当社が開発した特殊な画像解析技術によって認識し、近赤外線レーザーを照射することで、自動的かつ非接触的に細胞除去することを可能にしました。今後、2017年を目途に実用化に取り組んでまいります。

細胞培養作業には多くの工程がありますが、そのほとんどが研究者の高度な“職人技”に依存しているのが現状です。そのため、一度に培養する細胞数に限界があり、また作業そのものにも時間を要することで培養コストが非常に高いものとなります。そこで、当社の技術を用いて細胞培養作業自動化を推進することにより培養コストの引き下げ、ひいては再生医療、細胞治療の普及に寄与できることを期待しております。



自動光学式細胞除去装置

株主メモ

事業年度 4月1日から翌年3月31日まで

定時株主総会 6月

基準日 定時株主総会 3月31日
期末配当金 3月31日
中間配当金 9月30日
(その他必要あるときは予め公告します。)

上場取引所 東京

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

特別口座の 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
口座管理機関 三井住友信託銀行株式会社

郵便物送付先 〒168-0063
東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先) TEL 0120 (782) 031 (フリーダイヤル)

取次事務は三井住友信託銀行株式会社の全国本支店で行っております。
(コンサルティングオフィス・コンサルプラザ・i-Stationを除きます。)

単元未満株式の買増・買取、住所変更等のお申し出先について

株主様の口座のある証券会社にお申し出ください。

なお、証券会社に口座がないため特別口座にて管理されている株主様は、
特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申し出ください。



シンフォニア テクノロジー 株式会社

(旧 神鋼電機株式会社)
〒105-8564 東京都港区芝大門1-1-30 芝NBFタワー
TEL 03 (5473) 1800
<http://www.sinfo-t.jp>

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

